

# 学校感染症にかかったら

法律に定められた学校感染症にかかったことが証明されると、病気欠席ではなく出席停止扱いになります。

麻疹・結核などは、一人の発症でも教育委員会に報告する必要があります。出席停止となる感染症であることが分かりましたら、すぐに学校へお知らせください。

医師から登校許可が出ましたら、**保護者が医師の指示内容を「治癒届」に記入し切り取って、治った後初めて登校する日に担任に提出してください。**医師に記入していただく必要はありません。

過去の学校保健安全法施行規則改正等で、学校感染症による出席停止の規定が変更されたため、学年によって、健康手帳の裏表紙の感染症についての記載内容が旧規定の場合があります。ご承知おきください。

## 学校感染症と出席停止期間

| 対象感染症 |                          | 出席停止の期間の基準                                 |
|-------|--------------------------|--|
| 第1種   | エボラ出血熱・ペスト・ラッサ熱・痘そう      | 治癒するまで                                     |
|       | クリミア・コンゴ出血熱・マールブルグ病      |  |
|       | 重症急性呼吸器症候群               |  |
|       | 急性灰白髄炎・ジフテリア・南米出血熱       |  |
|       | 中東呼吸器症候群・特定鳥インフルエンザ      |  |
| 第2種   | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）   | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで              |
|       | 百日咳                      | 特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで  |
|       | 麻疹（はしか）                  | 解熱した後3日を経過するまで                             |
|       | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）          | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|       | 風しん（三日ばしか）               | 発しんが消失するまで                                 |
|       | 水痘（水ぼうそう）                | すべての発しんが痂皮化するまで                            |
|       | 咽頭結膜熱（プール熱）              | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                        |
|       | 結核・髄膜炎菌性髄膜炎              | 感染のおそれなくなるまで                               |
| 第3種   | 腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎      | 感染のおそれなくなるまで                               |
|       | 細菌性赤痢・コレラ・腸チフス・パラチフス     |  |
|       | 急性出血性結膜炎・ <u>その他の感染症</u> |  |



第3種「その他の感染症」とは、「溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・伝染性膿痂疹（とびひ）・伝染性軟属腫（みずいぼ）・伝染性単核症・疥癬・ヘルパンギーナ・その他医師が感染すると認めたもの」のことです。原則として「出席停止」ではなく「病気による欠席」となり、流行や蔓延の恐れのある時には、学校長・学校医・関係機関と協議検討することとされています。